



第8回

日本仏教と酒

柳 幹康

日本仏教において飲酒は当初禁じられていたものの、次第に広まっていきます。今回はその様子についてお話しいたします。

日本にはかつて、僧侶の飲酒を取り締る国法がありました。七〇一年に制定・施行された『大宝律令』には、僧侶が酒を飲んだ場合には三十日間の苦役を科し、更に酔ってケンカした場合には還俗（僧侶の資格剥奪）に処すという規定が見えます。ただしインド由来の律に則り、薬用として用いることは条件付きで許容されていました（僧尼令）。

その後の飲酒に対する仏教者の態度は、それを斥けるものと許容するものの二種に大分できます。

日本においてもインド仏教以来の原則に基づき、飲酒を禁止する主張は多く見られます。たとえば天台宗の祖の最澄（七六六／七七七—八

二二）は薬酒をも認めず、自身が開いた比叡山における飲酒を全て禁じました（『臨終遺言』）。一方、真言宗の祖の空海（七七四—八三五）は、律に則り薬酒を許容するものの、「飲む際には茶に添えて秘かに服せ」「薬酒を口実に常飲してはならぬ」と注意したと伝えられています（『遺告二十五ヶ条』）。臨濟宗を伝えた栄西（一一四一—一二一五）も律・清規を重視していることから酒を排したものと思しく（『興禪護国論』）、曹洞宗を伝えた道元（一一〇〇—一二五三）も飲酒・酤酒（酒の販売）をとともに禁じました（『衆寮箴規』、『正法眼蔵』、『重雲堂式』）。ただその一方で、酒を飲む僧も珍しくありませんでした。日本仏教が酒に対して大らかであった理由として考えられるのが、神道との密接な関係です。十九世紀、明治の初めに神仏分離が断行されるまで、日本では仏教と神道は混

然一体となつており、神に供える神酒が寺で作られることもままありました。また八六一年に東大寺で大仏供養会が為された際には、参加した僧侶に酒が振る舞われており、慶事に際して僧侶が酒を飲むことは何ら疑問視されていませんでした。

鎌倉新仏教の祖とされる僧のなかにも、酒を許容する者がいました。たとえば浄土宗の法然（一一三三—一二二二）は「本来飲むべきではないが、この世のならいである」として飲酒に對し寛容な態度を示しています（『一百四十五箇条問答』）。また日蓮宗の日蓮（一二二二—一二八二）は乱酔しなければ飲酒しても差し支えないという考えの持ち主で、自ら飲んだほか、とかくままならぬこの浮世においては「ただ女房と酒うちのみて、南無妙法蓮華經ととなえ給え」と信者を氣遣う文を認めています（『四条金吾殿御返事』）。

加えて、当初は酒が禁じられていた宗派でも、後にそれが一般化した例もあります。先述の通り最澄は比叡山での飲酒を全面的に禁じました

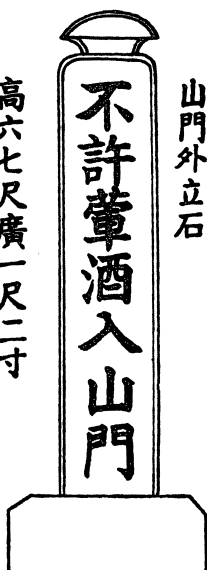
が、後には「山霧の毒を消すため」と称して酒が飲まれるようになりました。空海が開いた高野山も同様に、時代が降ると飲酒が為されます。また室町時代、五山（最高の寺格を有する臨濟宗の寺）の禅僧たちも酒を飲むようになっていました。

江戸時代になると幕府は法度により寺院を取り締まるようになりますが、飲酒は特段問題視されませんでした。これに驚いたのが、中国から渡来した黄檗宗の祖隱元隆琦（一五九二—一六七三）です。当時の中国仏教では飲酒しないのは至極当然のことであり、日本でもそれを貫こうとしました。彼が撰した規範『黄檗清規』には、「本山および諸山で、およそ黄檗の法属を称する者はみな、仏の重戒を破つて葷（肉・五辛）および酒を山門に入れてはならぬ」と明記されています。また同書には「法具図」として「禁牌石」——「不許葷酒入山門」と刻まれた高さ二m前後、広さ山三六cm程度の石碑、「結果石」「戒壇石」とも——の絵が掲載されています（次頁図）。同様の石碑は今日、臨濟・曹洞・

浄土など諸宗の寺院の門前に設置されていますが、もとは黄檗宗から始まったものなのでした。なお不生禪で有名な盤珪永琢（一六二二—一六九三）は、こんな石碑を立てるのは「内に不届き者がいる」と公言するような愚行だとして、自身が開創した寺院では立石しなかつたそうです（『正眼国師逸事状』）。

「不許葷酒入山門」は当然ながら「葷酒の山門に入るを許さず」（葷も酒もダメ）と読むべきものですが、いつからか「葷は許さず、酒は山門に入る」（葷はダメだが酒は入る）あるいは「許さざれども、葷酒、山門に入る」（葷も酒も入る！）とも読めるといふ笑い話のような

山門外立石



高六七尺廣一尺二寸

禁牌石（『大正新脩大藏經』卷八二、大藏出版、一九九二年）

解釈も為されるようになりました。

葷にせよ酒にせよ、日本仏教では洒落氣を以て大らかに受け止められたようです。その別の顕著な例に、亀田鵬斎（一七五二—一八二六）による經典の戯文『仏說摩訶酒仏妙樂經』があります。その内容は「六種に震動」する大地より「蟹螯」と「大白」を手に湧出した「酒仏」が、「百菓の長」たる「米汁」の功德を説き尽くすものとなっております。巻末に挙げたように石井氏が「謹解」を上梓されており、インターネットでも公開されていますので、ぜひご覧いただければと思います。

【主な参考文献】石井公成「仏說摩訶酒仏妙樂經謹解」二駒澤大学仏教文学研究」二二、二〇〇九年。小川隆「不許葷酒入山門」『禪の思想辞典』東京書籍、二〇〇八年。藤原暁三「仏教と酒」『少年禁酒軍』一九三三年。船山徹「梵網經」の教えを今に活かす『衆會』二七、二〇二二年。道端良秀『中国仏教史全集』七、書苑、一九八五年。横山秀哉『禪の建築』彰国社、一九六七年。

柳幹康（やなぎ みきやす）

一九八一年栃木県生まれ。二〇一三年東京大学大学院博士課程修了、博士（文学）。現在東京大学東洋文化研究所准教授、花園大学国際禅学研究所副所長。

お願い

花園俳壇・花園歌壇

俳壇・歌壇への投稿は、それぞれ別の郵便はがきを使用し、各三句(首)までを読みやすく書いてお送りください。

*ペ切りは毎月1日です。

『花園』へのご意見・ご感想など

本誌へのご意見・ご感想など、「編集室花園係」までお送りください。お待ちしております。



〒616-8034 京都市右京区花園木辻北町1
妙心寺派宗務本所内編集室
俳壇／歌壇／花園 係

*住所、氏名を必ずお書きください。

*俳壇・歌壇ともに作品は未発表のものに限ります。(他誌投稿作品、転載は不可)

*なお投稿はお返しいたしません。

花園

hanazono

「いつもココロに花園を」
あなたとわたしのポケットエッセイ集

【花園】第73巻 第11号(通巻第867号)
令和5年11月1日発行(毎月1日発行)
定価60円

【発行人】野口善敬

【編集人】箱崎善法

【印刷人】古崎良一

【発行所】京都市右京区花園木辻北町1
妙心寺派宗務本所 教化センター
振替／01060-9-1400
電話／075-463-3121

表紙の絵

「散紅葉」



燃えるようなもみじで
掌中に暖をとります。

絵・元場葵(もとば あおい)

月刊『花園』1冊送りの年間購読料は、1,620円(税・送料込)です。
下記のお電話か、ホームページでお申込みください。

【妙心寺派宗務本所 頒布課】電話：075-467-2990

【妙心寺派直売店 web shop】

<http://www.myoshinji-shop.jp/fs/myoshinji/g05-0002>

*乱丁、落丁本はおとりかえいたします。